

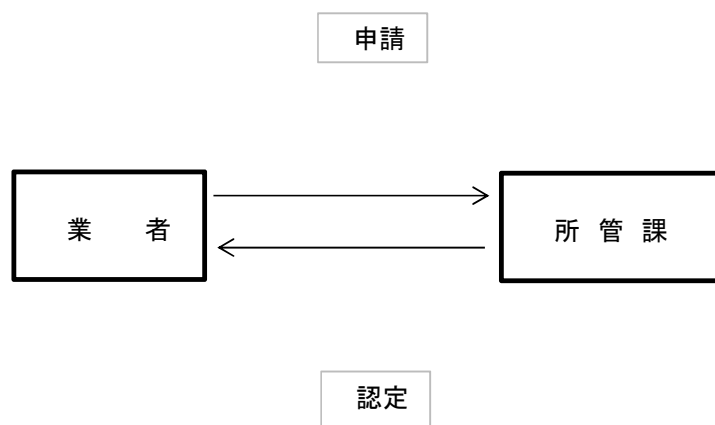
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 54

処 分 名	優良産業廃棄物収集運搬業者の認定	
処 分 の 概 要	優良産業廃棄物収集運搬業者を認定する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)	
条 項	第6条の9第2項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2ヶ月	
標準処理期間	計	2ヶ月
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3の基準に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</p> <p>第6条の9第2項 法第14条第2項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第14条の3の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第9条の3 令第6条の9第2号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 従前の法第14条第1項の許可に係る許可の有効期間(同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分(・・・)を受けていないこと。</p> <p>イ 法第7条の3、第9条の2、第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第19条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令</p> <p>ロ 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消し</p> <p>ハ 法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)、第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))又は第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))の規定による認定の取消し</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(・・・)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p> <p>・・・</p> <p>5 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値(以下「自己資本比率」という。))が百分の十以上であること。</p> <p>6 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(以下「経常利益金額等」という。))の平均額が零を超えること。</p> <p>7 法人税等(法人税、消費税、住民税(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。))、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料をいう。))並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。))をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。